四　五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機若しくはこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品又は第三条第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）

五～十二　（略）

２～５　（略）

第十七条　外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

三　第四条第二号から第十七号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

２～７　（略）

第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　第六条に該当するもの（前二号又は同条第一号、第十号の二、第十六号の三若しくは第十八号から第二十六号までのいずれかに該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

２～５　（略）

第二十一条　外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十七　（略）

２　外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　宇宙空間用の飛しょう体に搭載することができるように設計した伝送通信装置の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

六～十六　（略）

３・４　（略）

第二十五条　外為令別表の一三の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　（略）

２　（略）

３　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　（略）

二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ　燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの

（一）～（四）　（略）

（五）　プレッシャーゲイン燃焼

ロ～ヲ　（略）

四　五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくはその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品又は第三条第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）

五～十二　（略）

２～５　（略）

第十七条　外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

三　第四条第二号から第十六号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

２～７　（略）

第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　第六条に該当するもの（前二号又は同条第一号、第十六号の三若しくは第十八号から第二十六号までのいずれかに該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

２～５　（略）

第二十一条　外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十七　（略）

２　外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

六～十六　（略）

３・４　（略）

第二十五条　外為令別表の一三の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　（略）

２　（略）

３　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　（略）

二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ　燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの

（一）～（四）　（略）

（五）　プレッシャーゲイン燃焼を利用したもの

ロ～ヲ　（略）